外国法事務弁護士名簿の登録

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第24条第２項の規定による外国法事務弁護士名簿の登録をしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	登録番号	氏名	原資格国	所属会
平成30年２月１日	G1026	ソウ・セイテツ	中華人民共和国	第二東京
平成30年２月１日	G1027	マシュー・トーマス・ウィルソン	連合王国	第二東京
平成30年２月１日	G1028	パク・ジュンヨン	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第二東京
平成30年２月１日	G1029	ソン・ウェイ	中華人民共和国	第一東京
平成30年２月１日	G1030	ジリアン・パトリシア・マスグレイブ	連合王国	第一東京
平成30年２月13日	G1031	ピーター・ベン・キャシディー	オーストラリア西オーストラリア州	兵庫県
平成30年２月13日	G1032	山下　弘綱	アメリカ合衆国バージニア州	東京
平成30年２月28日	G1033	ショーン・クリストファー・コナティ	オーストラリアニューサウスウェルズ州	第二東京

平成30年３月１日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士名簿の登録取消し

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第30条第１項の規定による外国法事務弁護士名簿の登録の取消しをしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	事由	登録番号	氏名	原資格国	所属会
平成30年２月13日	請求	G711	サイモン・クリストファー・グレヴィル・ブラック	連合王国	東京
平成30年２月28日	請求	G948	ブリー・ルイーズ・ファルージア	オーストラリアニューサウスウェルズ州	第一東京
平成30年２月28日	請求	G991	マギュロネ・マリー・コロンベ・スーレ・ドゥ・ブルジエール・ユーセージ・メンドーザ・スーレ・ドゥ・ブルジエール（マギュロネ・ドゥ・ブルジエール）	連合王国	第一東京

※職務上の氏名を使用している外国法事務弁護士は括弧内に職務上の氏名を記載しています。

平成30年３月１日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士の職務上の氏名の使用

次のとおり、外国法事務弁護士名簿に外国法事務弁護士の職務上の氏名を記載しましたので、公告します。

所属会	登録番号	氏名	職務上の氏名
第二東京	G559	ダイスケ・ヨシダ	吉田　大助
第二東京	G1026	ソウ・セイテツ	宋　成哲
兵庫県	G1031	ピーター・ベン・キャシディー	ピーター・キャシディー
第二東京	G1033	ショーン・クリストファー・コナティ	ショーン・コナティ

平成30年３月１日　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成29年３月８日に告知した同会所属弁護士長島良成会員（登録番号18379）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成30年３月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成30年３月15日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成30年３月15日　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成29年３月８日に告知した同会所属弁護士米林清会員（登録番号32965）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成30年３月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成30年３月15日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成30年３月15日　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成29年11月14日に告知した同会所属弁護士浅野憲一会員（登録番号13843）に対する懲戒処分（業務停止６月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成30年３月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を変更し同人の業務を４月間停止する旨裁決し、この裁決は平成30年３月15日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成30年３月15日　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成29年10月11日に告知した同会所属弁護士石丸幸人会員（登録番号30934）に対する懲戒処分（業務停止３月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成30年３月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を変更し同人の業務を２月間停止する旨裁決し、この裁決は平成30年３月15日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成30年３月15日　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成29年10月11日に告知した同会所属弁護士法人弁護士法人アディーレ法律事務所（届出番号167）に対する懲戒処分（業務停止２月）について、同法人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成30年３月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成30年３月16日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成30年３月16日　日本弁護士連合会

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年３月16日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成30年４月４日

兵庫県神戸市兵庫区御崎本町２丁目９番７号

関西電気工事業厚生年金基金

代表清算人　向山　和義